


所管部課	子育て支援部子育て支援課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市養育支援訪問事業実施要綱について			
		区分		1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項 <input type="radio"/>
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業については、平成21年10月から市長決裁要綱により事業を実施してきたが、国の事業実施要綱に合わせた事業の内容とし、訓令要綱として定めるもの。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>養育支援訪問事業は、次に掲げる家庭を対象として、児童の養育が適切に行われるよう、当該居宅に助産師等専門職又は育児支援ヘルパーを派遣し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業。</p> <p>ア 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭</p> <p>イ 若年の妊婦、妊婦健診未受診、望まない妊娠等、妊娠期から継続した支援を特に必要とする家庭</p> <p>ウ 育児ストレス、産後鬱状態、育児ノイローゼ等により、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭</p> <p>エ 食事、衣服、生活環境等が不適切な状態にある家庭等、虐待のおそれやリスクがあり特に支援が必要と認められる家庭</p> <p>オ 児童が公的な支援を受けていない家庭で支援を必要とする家庭</p> <p>カ 児童養護施設等の退所や里親委託の終了で児童が家庭復帰した後の家庭</p> <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>子ども・子育て支援施策の充実を図ることができる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、制定の手続きを速やかに進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。